

議事日程(第4号)

平成24年12月14日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第92号 平成24年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 議案第106号 対馬市暴力団排除条例
- 日程第3 議案第107号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第108号 対馬市農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第110号 和解について(航送船施設にかかる車両通過料)
- 日程第6 議案第111号 和解について(航送船施設及び岸壁にかかる車両通過料)
- 日程第7 委員会の閉会中の継続審査(発議第8号対馬市アユ保護条例について)
- 日程第8 請願第3号 対馬市比田勝港・博多港間高速船(2時間)就航請願書
- 日程第9 議案第112号 財産取得契約の締結について
- 日程第10 議案第113号 市有地明け渡し・妨害排除等請求に伴う民事訴訟について
- 日程第11 発委第3号 対馬市議会会議規則
- 日程第12 発委第4号 対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第13 発委第5号 対馬市議会政務活動費の交付に関する条例
- 日程第14 発委第6号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 発委第7号 国境離島特別措置法(仮称)の制定に関する意見書
- 日程第16 発議第9号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書
- 日程第17 発議第10号 地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書
- 日程第18 発議第11号 「建設工事等の入札参加制限について」に関する決議
- 追加日程第1 発議第12号 対馬市比田勝港・博多港間高速船就航を求める意見書

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第92号 平成24年度対馬市一般会計補正予算(第5号)

- 日程第2 議案第106号 対馬市暴力団排除条例
- 日程第3 議案第107号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第108号 対馬市農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第110号 和解について（航送船施設にかかる車両通過料）
- 日程第6 議案第111号 和解について（航送船施設及び岸壁にかかる車両通過料）
- 日程第7 委員会の閉会中の継続審査（発議第8号対馬市アユ保護条例について）
- 日程第8 請願第3号 対馬市比田勝港・博多港間高速船（2時間）就航請願書
- 日程第9 議案第112号 財産取得契約の締結について
- 日程第10 議案第113号 市有地明け渡し・妨害排除等請求に伴う民事訴訟について
- 日程第11 発委第3号 対馬市議会会議規則
- 日程第12 発委第4号 対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第13 発委第5号 対馬市議会政務活動費の交付に関する条例
- 日程第14 発委第6号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 発委第7号 国境離島特別措置法（仮称）の制定に関する意見書
- 日程第16 発議第9号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書
- 日程第17 発議第10号 地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書
- 日程第18 発議第11号 「建設工事等の入札参加制限について」に関する決議
- 追加日程第1 発議第12号 対馬市比田勝港・博多港間高速船就航を求める意見書

---

出席議員（20名）

1番 淵上 清君	2番 脇本 啓喜君
3番 黒田 昭雄君	4番 小田 昭人君
5番 長 信義君	6番 山本 輝昭君
7番 松本 曆幸君	9番 齋藤 久光君
10番 堀江 政武君	11番 小宮 教義君
12番 阿比留光雄君	13番 三山 幸男君
14番 初村 久藏君	16番 糸瀬 一彦君
17番 大浦 孝司君	18番 小川 廣康君

19番 大部 初幸君

20番 兵頭 栄君

21番 島居 邦嗣君

22番 作元 義文君

---

欠席議員（1名）

8番 阿比留梅仁君

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長	橘 清治君	次長	神宮 満也君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
教育長	梅野 正博君
地域再生推進本部長	平間 壽郎君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	平山 秀樹君
政策監	桐谷 雅宣君
総務課長	豊田 充君
市民生活部長	長郷 泰二君
福祉保健部長	多田 満國君
農林水産部長	比田勝尚喜君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育部長	大石 邦一君
美津島地域活性化センター部長	主藤 繁明君
豊玉地域活性化センター部長	梅野 泉君
峰地域活性化センター部長	志田 博俊君
上県地域活性化センター部長	永留 秋廣君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君

消防長 ..... 竹中 英文君  
会計管理者 ..... 長久 敏一君  
監査委員事務局長 ..... 橘 英次君  
農業委員会事務局長 ..... 春日亀剛一君

---

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。報告します。阿比留梅仁君より、欠席の届出が  
あっております。

これから、お手元に配付しております議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第92号

日程第2. 議案第106号

日程第3. 議案第107号

日程第4. 議案第108号

日程第5. 議案第110号

日程第6. 議案第111号

○議長（作元 義文君） 日程第1、議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第  
5号）から日程第6、議案第111号、和解について（航送船施設及び岸壁にかかる車両通過  
料）までの6件を一括議題とします。

議案第92号は、各常任委員会に分割付託、議案第106号は、総務文教常任委員会、議案第  
107号は、厚生常任委員会、議案第108号から111号の3件は、産業建設常任委員会に付  
託しておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（5番 長 信義君） おはようございます。総務文教常任委員会の審査報告を行います。

平成24年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託  
されました議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）、歳入は、所管委員  
会に係る歳入、歳出は、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、12款公債費、  
13款諸支出金。

議案第106号、対馬市暴力団排除条例の2議案について、その審査の経過と結果を、同規則  
第103条の規定により報告いたします。

当委員会は12月7日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと、  
担当部長及び課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に係る主な歳入について、10款地方交付税は普通交付税10億1,261万1,000円の追加であります。これにより、本年度の普通交付税交付決定額157億8,220万3,000円に対し、予算額は155億6,214万2,000円になります。15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金166万9,000円の補正は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金として、対馬北部観光地景観整備事業の事業変更による追加、20款諸収入5項雑入のうち45万円の補正は、地域活性化支援事業補助金としてアナゴ消費拡大推進事業への市町振興助成金の追加、21款市債1目総務債は、過疎地域自立促進特別事業基金積立事業債830万円の追加、5目商工債は、地元産品消費奨励金の減に伴う企業誘致奨励事業債の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料のうち、議会音声継システム整備業務委託料391万7,000円の補正は、議会の本会議の状況を職員間で共有することにより、行政と議会との情報連携を図り、職員が議会の臨場感、進行状況を把握することで、議会への迅速な対応をしたいとのことであります。

5目財産管理費15節工事請負費3,743万8,000円の補正は、旧厳原中学校教員住宅2棟と旧豊玉南小学校教員住宅1棟の解体工事費428万円、仮称であります。消防署豆殿分遣所建設に伴う老朽化した旧豆殿小学校校舎及び体育館解体工事費3,270万円などです。

17節公有財産購入費280万円の補正は、市役所本庁舎の駐車場不足を補うため、駐車場用地を取得することを目的に国有地と市有地の交換にかかわる評価額の差額分であり、場所は、国有地が厳原町今屋敷のベルフォーレ横、市有地は現在海上保安部に賃借中の上対馬町比田勝の用地であります。

7目企画費15節工事請負費5,019万円の減額補正は、風力発電施設の解体工事費で、風力発電施設を民間事業者売却処分したことにより不要となったものであります。また、23節償還金、利子及び割引料3,839万円の補正は、風力発電施設を廃止したことにより、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構——通称NEDOであります——への補助金返還金であります。

9目国際交流費24節投資及び出資金200万円の増額補正は、公益法人制度の改正によるもので、現在、財団法人対馬国際交流協会は、出資金として100万円を保有していますが、新公益法人制度による一般財団移行に伴う拠出財産として300万円が最低拠出金額であり、このことに対応するための出資金であります。

9款消防費1項消防費3目消防施設費13節委託料930万円の補正は、厳原町豆殿地区に消防分遣所を建設することに伴う設計委託料であります。

10款教育費1項教育総務費3目教職員住宅管理費937万1,000円の増額補正は、教職員住宅の給湯施設改修20棟、トイレ改修22棟に要する修繕料の追加。2項小学校費1目学校管理費15節工事請負費2,520万円は比田勝小学校改修工事に伴う経費。3項中学校費1目学校管理費15節工事請負費1,688万7,000円の補正は、平成25年度に雞知中学校が今里中学校と統合することに伴い新1年生が71名となる予定であり、現在の2学級が3学級になるため普通教室を確保する経費などであります。5項社会教育費3目文化財保護費19節負担金、補助及び交付金438万7,000円の増額補正は、さきの文化財盗難事件を教訓に有形文化財の防犯対策を講じるため、市内に点在する有形文化財——美術工芸品を含みますが——を所有、保管する施設へ防犯設備設置費を補助するものであります。

12款公債費3億円の補正は、市中銀行への縁故債の繰上償還金であります。

議案第106号、対馬市暴力団排除条例については、長崎県において昨年の12月に「暴力団の排除に関する条例」が制定され、本年4月1日から施行されております。

本市においても、市民の安全、安心な暮らしを守るため、市民、行政、警察機関をはじめとする関係機関が一丸となり、暴力団排除の意思を明確に示す必要があることから、本条例を制定しようとするものであります。

本条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況を鑑み、暴力団の排除に関し基本理念を定め、並びに市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

本条例において、市民等の役割、訴訟の支援、暴力団に対する公共施設の使用の制限、少年に対する教育、暴力団の威力の利用の禁止、暴力団への利益供与の禁止などを規定しております。

また、第19条では条例で定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に規則や要綱で定めることができる旨を規定していますが、本条例制定後に「対馬市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱」を制定するとのことであります。

附則で、条例の施行日を平成25年1月1日としております。

なお、長崎県内の全市町の状況は、既に制定済みは16市町で、本市を含む未制定の5市町においても、本年の12月定例会で提案を予定しているとのことであり、県内全ての市町で本条例が制定される見込みであります。

以上、本委員会に付託されました議案第92号及び議案第106号については、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 次に、厚生常任委員長、山本輝昭君。

○議員（6番 山本 輝昭君） おはようございます。厚生常任委員会審査報告を行います。

平成24年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は3款民生費、4款衛生費、議案第107号、対馬市住民センターの指定管理者の指定についての2議案であります。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、12月7日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、阿比留梅仁委員及び糸瀬委員は欠席でしたが、市長部局より担当部長並びに担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に係る歳入の主なものは、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金で1億8,897万5,000円の増、1節社会福祉費負担金は、障害福祉サービス、療養介護医療費等で6,859万9,000円の増、4節生活保護費負担金は、医療扶助等の増加により6,104万3,000円の増、また「子どものための手当」が再び「児童手当」に制度改正になったことにより、節において組み替えが行われております。15款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金で932万9,000円の減は、「子どものための手当」の制度改正による県費負担金の減によるもので、2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金は、福祉医療費補助金の追加等で275万9,000円の増。3節児童福祉費補助金は616万1,000円の減で、児童環境づくり基盤整備事業補助金の廃止が主なものです。

次に、歳出の主なものは、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節負担金、補助及び交付金で、社会福祉協議会の人事異動による人件費分に対する運営補助金369万8,000円、20節扶助費で、障害者福祉サービス事業等に1億4,097万7,000円それぞれ追加され、4目国民健康保険費は28節繰出金で、一般会計から国民健康保険特別会計へ3億9,692万9,000円の繰出金が追加され、5目老人福祉費では28節繰出金で、介護保険、後期高齢者医療及び特別養護老人ホームの各特別会計への繰出金が4,088万4,000円の減額であります。2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、県の「安心子ども基金」を財源とした児童虐待防止対策経費等115万5,000円の追加、2目児童福祉施設費は、旧豆駈へき地保育所跡地に仮称消防署豆駈分遣所の整備が計画されていることから、早急に旧保育所を解体する必要があり、債務負担行為において、建物リース期間を平成16年度から平成25年度までの10年間としておりました期間を平成24年度に変更するため、14節使用料及び賃借料に、平成25年度分の建物リース料328万7,000円を追加し、15節工事請負費に、旧豆駈へき地保育所解体工

事、へき地保育所維持補修工事等1,046万3,000円が追加され、19節負担金、補助及び交付金では、保育所運営費負担金等1,158万6,000円の追加であります。4目母子福祉費は、福祉医療費の支出見込みの増等により578万5,000円の追加、3項生活保護費は、医療扶助費等の増により8,359万3,000円の追加であります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、対馬いづはら病院及び中対馬病院の跡利用検討委員会の報酬、費用弁償として43万4,000円の追加、28節繰出金では、診療所特別会計に642万4,000円の追加、2目予防費は、11節需用費に、集団で実施する不活化ポリオワクチン代265万3,000円の追加、13節委託料では、予防接種委託事業440万1,000円の減であります。4目環境衛生費は、斎場「つつじの苑」の修繕料等174万7,000円の追加、2項清掃費1目清掃総務費は、職員人件費並びに一般廃棄物処理基本計画変更検討委員会の報償費、費用弁償等539万7,000円の追加、2目塵芥処理費は、13節委託料に本年度末で閉鎖予定の久田最終処分場適正閉鎖支援業務委託料367万8,000円を追加、3目し尿処理費は、燃料費及び光熱水費等732万4,000円の追加であります。

次に、議案第107号、対馬市住民センターの指定管理者の指定については、地域住民の研修、集会等、地域住民福祉増進のため、地区ごとに公の施設が設置され、多くの施設が地元地区や漁協、社会福祉法人等を指定管理者として指定しております。

今回、指定管理を行う施設は、上県町「佐護住民センター」であります。当施設は1階を診療所及び歯科診療所として北福祉保健センターが管理し、2階は地域住民のコミュニティや福祉増進施設として、上県地域活性化センターが管理しております。

施設としては、共用部分もなく玄関も別であることから、2階部分を他の施設と同様に地域住民等が利用しやすい地域密着型施設として、「対馬市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例」の規定により、佐護区を指定管理者として指定するものです。

なお、審査の過程において、旧豆鞆へき地保育所解体工事について、平成25年度分のリース料を本年度支払うことにより、建物は対馬市に所有権が移転することとされております。建物はまだ利用可能な状態であることから、競売等により売却処分し、解体費用の縮減に取り組むとのことありますので、委員会として、速やかな取り組みを要望しております。

以上、議案第92号及び議案第107号については、慎重に審査を行った結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 次に、産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（19番 大部 初幸君） 産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

平成24年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付



託されました案件は、議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費。議案第108号、対馬市農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について、議案第110号、和解について（航送船施設にかかる車両通過料）、議案第111号、和解について（航送船施設及び岸壁にかかる車両通過料）、発議第8号、対馬市アユ保護条例についての5議案であります。その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成24年1月7日に豊玉地域活性化センター3階第2会議室において、全委員出席のもと、担当部長及び課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、質疑、意見等があった主なものについて報告をいたします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費12節役務費の手数料98万6,000円のうち60万円の追加は、有害鳥獣対策関係予算で、レザークラフトで島おこし事業のイノシシ、シカの原皮買取及びなめし手数料75枚分であります。当初予算を含め、今年度は125枚を予定しており、既に関し取りを始めているということです。平成23年度に携帯ストラップ、名刺入れ、ブックカバー等の一部既に納入をしており、今後は平成26年度ごろからの本格的な事業展開を検討しているということですが、委員からは、協働隊の期間が限られている中で、もっとスピード感をもって事業を進めてほしい等の意見がありました。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金、補助及び交付金のうち、中山間地域等直接支払推進事業補助金の621万6,000円の追加は、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保、農業生産条件の不利を解消するため、中山間地域において5年以上農業を続けることを約束した農業者に対し交付金を直接交付するもので、今年度新たに4地区を認定し、現在16地区316名を対象として事業を実施しております。当初は、傾斜地を対象とした事業でありましたが、長崎県では平成23年度から離島の平地も対象となり、当初の共同作業のみでなく、農地所有者に対しても交付されるということです。

7款商工費1項商工費2目商工振興費19節負担金、補助及び交付金の、しま共通地域通貨発行事業負担金485万3,000円に関連して、委員からは、対馬に観光客を呼び込み、対馬でしま共通地域通貨（商品券）を利用してもらうための具体的な考え、方法等について質疑があり、市としては、韓国から約15万人の観光客が訪れているという他の島との違いを生かし、韓国人観光客に売り込んでいきたい。そのために韓国のソウルにおいて、事前の説明会等も計画をしているとのことでした。また、国内からの観光客を呼び込むために、旅行業者が取り扱う観光商品に対しても商品券が利用できるようにするなど、対馬に来てもらうための方策を早急に検討していただきたいなどの意見がありました。

3目観光費13節委託料の、アンテナショップ開設検討業務委託料200万円については、開設予定地のみを対象としたマーケティング調査等による評価だけではなく、他地域での調査結果と比較した上での評価を行うなど、納得できる調査結果となるようお願いしたいなどの意見がありました。

8款土木費2項道路橋りょう費5億8,976万8,000円の減は、3目道路新設改良費13節委託料で、市道尾浦浅藻線道路改良事業等の設計、測量調査等委託料3,384万2,000円の追加、15節工事請負費で、市道改良工事費5億9,057万円の減額が主なもので、これは市道改良5路線の事業費において、大震災の復興予算の関係で予定どおりの国費配分とならず、最終的に約3億5,000万円の事業費決定となり、今回減額補正するものであります。6項住宅費4,507万円の追加は、23節償還金、利子及び割引料で、市営住宅使用料の過大徴収による還付金4,358万1,000円が主なものであります。

次に、議案第108号、対馬市農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定についてですが、本施設そば道場「あがたの里」は、対州そばによる地域おこしを目的として、平成8年7月に上県町佐須奈に整備され、現在、対馬市農業振興公社に管理運営を委託しております。対馬市農業振興公社では、年間を通して安定したそば粉を確保するとともに、遊休農地の解消事業に取り組みながら対州そばの作付を実施しており、今後も引き続き、生産から販売までを担う「あがたの里」を運営することは、対馬の農業振興につながるものであることから、関係条例による公募によらない候補者の選定等により、財団法人対馬市農業振興公社を指定管理として選定するものであります。

なお、指定管理期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間であります。

次に議案第110号、和解について（航送船施設にかかる車両通過料）は、車両通過料の適用誤りによる徴収不足額の取り扱いについて、九州郵船株式会社と協議が整い、対馬市に対し和解金として24万4,269円の支払い義務があることを認めるなど、その他和解要旨に基づき和解しようとするものであります。

議案第111号、和解について（航送船施設及び岸壁にかかる車両通過料）は、岸壁を使用して車両の積みおろしを行っている2社と対馬市が、就航当時から徴収業務委託契約を締結しておらず、利用者個人から車両通過料を徴収していなかったことによる徴収漏れと、航送船施設の適用誤りによる徴収不足額の取り扱いについて、長崎県と協議が整い、対馬市が長崎県に対し和解金として44万6,550円の支払い義務があることを認めるなど、その他和解要旨に基づき和解しようとするものであります。

総括として、今回の住宅料の過大徴収、車両通過料の適用誤り及び徴収漏れなどの問題につい

ては、関係者、職員間の協議、確認が不十分であったこと、またチェック体制の欠如などが原因として考えられます。このような問題は、市に損害を与えるだけではなく、行政に対する市民の信用を失いかねる事案であります。今後は、二度とこのような事案が発生しないよう、他部署においてもチェック機能を強化し、引き継ぎを徹底するなどして、再発防止に努めるようお願いをいたします。

以上、本委員会に付託されました議案第92号、議案第108号、議案第110号及び議案第111号の4議案につきましては、慎重に審査をし、採決の結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に発議第8号、対馬市アユ保護条例についてですが、生物多様性の確保、河川環境の保全という観点では、提案理由の趣旨は概ね理解できるものの、「アユ」に限定する必要性、関係法令との整合性、また制定後に及ぼす影響など、不明瞭な部分が多く、委員会としても慎重に審査をした上で結論を出してもよいのではないかとの意見から、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

これから、各委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。2番、脇本啓喜君。

○議員（2番 脇本 啓喜君） 総務委員長にまずお尋ねします。

3ページの公有財産購入費、駐車場不足を補うためということですが、これは来庁者それから及び職員の駐車場等ということだと思いますが、かねてから問題になってる大型観光バスの駐車場の確保等も必要であろうと思えますし、それから先般、五島市のほうでは職員駐車場の有料化も検討するということが新聞等で出ておりました。その点についての質問がなかったのか、お聞きいたします。

それからもう一点、厚生常任委員長のほうにお尋ねいたします。

同じく3ページ、4目国民健康保険費28節繰出金で、一般会計から国民健康保険特別会計へ3億9,692万9,000円の繰り出しが出ておりますが、これは概算で結構ですが、市民にこの繰り入れがなかった場合、どのくらいの保険料負担が上乘せされるのか、お教えいただきたいと思えます。また、毎年この程度の繰出金がこれから必要となってくるのか、増大するとすればどのくらいになってくるのか等の質疑が行われていましたらご回答をお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（5番 長 信義君） 2番議員の質問にお答えいたします。

2点ほどだったと思いますが、まず大型車両の確保の件でございますけれども、この問題につき

ましては、今回の補正予算で上がっておる駐車場の確保は、あくまでも職員の車の駐車場ということで、以前借りておりました駐車場が、一応もうそれは諸般の事情によりもう駐車場の契約は結んでおりません。そういったことで、駐車場が足りないということで、今回、国有地と先ほどお話をしましたように比田勝の市有地を交換をして、ベルフォーレ横に職員の駐車場を確保するというのでありますので、大型駐車場は今回は審査をいたしておりません。

それから、五島市の例を挙げられました職員駐車場の有料化の問題でありますけども、この件につきましても審査をいたしておりません。

以上です。

○議長（作元 義文君） 厚生常任委員長、山本輝昭君。

○議員（6番 山本 輝昭君） 1点目の、今回の一般会計からの繰り入れによって、各世帯の保険税にどれぐらいの負担減になるのかの御質問ですが、各世帯ごとの減額については質疑はあつておりません。

御存じのように、普通税におきましても税が徴収が困難な中で、保険税についても厳しい状況です、税収については。その中で、これ以上の負担を一般被保険者から徴収するということは厳しい状況だと、現下の状況では。そういうことから、一般会計からあえて今回は大型の繰り入れが行われております。

もう一点、毎年行うかというのは、これはわかりません。医療費の動向あるいは減によれば、そういった繰り入れをする必要ないのかもわかりませんが、ただ、今言えるのは、基金ももうわずかになっております。ですから、その基金を今持っておる基金では、多分来年も厳しい状況ではなかろうかという判断をしております。

以上です。

○議長（作元 義文君） はい、いいですか。はい、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

これから各案ごとに討論、採決を行います。議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから起立によって採決をします。本件に対する各常任委員長の報告はいずれも可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。議案第92号は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第106号、対馬市暴力団排除条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決をします。本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

議案第107号、対馬市住民センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

議案第108号、対馬市農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

議案第110号、和解について（航送船施設にかかる車両通過料）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

議案第111号、和解について（航送船施設及び岸壁にかかる車両通過料）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

---

#### 日程第7. 委員会の閉会中の継続審査

○議長（作元 義文君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査（発議第8号 対馬市アユ保護条例について）を議題とします。

産業建設常任委員長から、委員会において審査中の事件について、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第8. 請願第3号

○議長（作元 義文君） 日程第8、請願第3号、対馬市比田勝港・博多港間高速船（2時間）就航請願書を議題とします。

本件は、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（5番 長 信義君） 総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

平成24年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました請願第3号、対馬市比田勝港・博多港間高速船（2時間）就航請願書について、その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は12月7日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと、本案について慎重に審査をいたしました。

本件は、対馬北部の玄関口であります比田勝港から博多港へは、フェリー「げんかい」（675トン、建造30年）が、1日1往復だけの就航であり、北部対馬の交通格差の緩和、対馬島の縦断観光、経済の活性化のためにも比田勝港・博多港間の高速船（2時間）就航をお願いしたいとの請願であります。

北部地域では、一時期、厳原港・壱岐を經由して博多港までのジェットフォイル便が運行されておりましたが、実質的には廃止状態となりました。冠婚葬祭や就学、高度医療の受診など、本土へ渡るための島内移動にも高額な費用が必要であり、経済的、時間的にも大きな負担となっており、比田勝港・博多港間の高速船就航を強く望まれております。

以上のとおり、本請願の趣旨は十分に理解できるものであり、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） はい。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。請願第3号に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、採択されました。

---

#### 日程第9. 議案第112号

○議長（作元 義文君） 日程第9、議案第112号、財産取得契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） ただいま議題となりました、議案第112号、財産取得契約の締結について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、平成25年度から今里中学校が雑知中学校へ統合することに伴うスクールバス取得契約の締結でございます。

別紙、入札結果一覧表のとおり、11月20日、4社による指名競争入札を実施いたしました結果、対馬交通株式会社、代表取締役日高昊氏が落札されましたので、契約金額2,383万3,950円で契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認め、委員会への付託は省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。開会を11時10分から行います。

午前10時53分休憩

-----  
午前11時09分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

-----  
**日程第10. 議案第113号**

○議長（作元 義文君） 日程第10、議案第113号、市有地明け渡し・妨害排除等請求に伴う民事訴訟についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。峰地域活性化センター部長、志田博俊君。

○峰地域活性化センター部長（志田 博俊君） ただいま議題となりました、議案第113号、市有地明け渡し・妨害排除等請求に伴う民事訴訟についての提案理由を御説明申し上げます。

本案件の所在の土地、三根字中原994番1につきましては、昭和38年度の旧三根小学校の校舎改築に伴い校地拡張を目的に取得したものであり、昭和58年の学校閉校まで学校用地として問題なく利用管理し、校舎解体後、現在遊休地の状態でございますが、平成2年度、国土調査法に基づく地籍調査の結果、別紙参考資料のとおり、994番2など15筆が合筆され、現在994番1となっております。

ところが、相手方がこの土地の一部に相続権のある三根字ヨケジ986番3の土地が存在する旨の主張をし、平成9年頃から車両を放置しており、これまで撤去のお願いをしてきたところでございますが従っていただけず、現在まで進展していない状況にあります。

なお、三根字ヨケジ986番3についても昭和38年に購入し、昭和47年に学校用地として所有権移転登記を完了したものであり、その後、昭和53年に旧峰町から三根川の河川敷として長崎県に所有権移転登記がなされております。

以上のような状況により、協議での解決は困難な状況でありまして、相手方に対し、訴訟の提起をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い



いたします。

○議長（作元 義文君） はい。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認め、委員会への付託は省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決することに決定しました。

---

日程第 1 1. 発委第 3 号

日程第 1 2. 発委第 4 号

日程第 1 3. 発委第 5 号

日程第 1 4. 発委第 6 号

○議長（作元 義文君） 日程第 1 1、発委第 3 号、対馬市議会会議規則から、日程第 1 4、発委第 6 号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの 4 件を一括議題とします。

4 件は、議会運営委員会の提出議案でありますので、委員長に趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、初村久藏君。

○議員（14 番 初村 久藏君） ただいま議題となりました、発委第 3 号、対馬市議会会議規則、発委第 4 号、対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例、発委第 5 号、対馬市議会政務活動費の交付に関する条例及び発委第 6 号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

発委第 3 号、対馬市議会会議規則は、9 月 5 日交付の地方自治法の一部を改正する法律により、議会運営に関して、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致ができることとなったことから、公聴会の開催に関する手続き及び会議への参考人の招致等に関する条文を会議規則第 7 8 条から第 8 4 条に挿入するものであります。

また、この改正にあわせて、全国市議会議長会が示す標準会議規則に準拠するために、規則全般にわたり字句等の修正を全部改正により行うものであります。

それでは発委案を読み上げます。

発委第3号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。議会運営委員会委員長初村久藏。

対馬市議会会議規則について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

対馬市議会会議規則（平成16年議会規則第1号）の全部を改正する。各条文の朗読は省略いたします。改正部分については、配付の新旧対照表を御参照ください。

附則、この規則は公布の日から施行する。ただし、第105条第2項の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）中、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の改正規定及び第109条の2を削る改正規定の施行の日から施行する。

次に、発委第4号、対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例の一部改正は地方自治法の一部改正により、議会運営に関して、委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任方法、在任期間等、法律で定めていた事項が条例に委任されたことと、さきの9月定例会において、対馬市議会議員定数条例の改正により、次の一般選挙から議員定数が1名減となることに伴い、総務文教常任委員会及び議会運営委員会並びに資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の委員定数削減等の改正を行うものであります。

また、今回の改正にあわせて、全国市議会議長会が示す標準委員会条例に準拠するために、字句等の一部改正を行うものであります。

それでは発委案を読み上げます。

発委第4号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。議会運営委員会委員長初村久藏。

対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例。

対馬市議会委員会条例（平成16年対馬市条例第237号）の一部を次のように改正する。改正条文の朗読は省略いたします。改正部分については、配付の新旧対照表を御参照ください。

附則、（施行の期日）、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の規定は、

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）中、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の改正規定の施行の日から施行する。

（委員定数に関する特例）、2、第2条に規定する総務文教常任委員会の委員定数及び第4条に規定する議会運営委員会の委員定数、並びに第7条に規定する資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の委員定数については、この条例の施行の日以降初めてその期日を告示される一般選挙後、初めて開会される議会から適用し、当該議会前における委員会の委員定数については、なお従前の例による。

次に、発委第5号、対馬市議会政務活動費の交付に関する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が政務活動費に、交付目的が議員の調査研究、その他の活動に資するために改められ、また政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するものであります。

それでは発委案を読み上げます。

発委第5号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。議会運営委員会委員長初村久藏。

対馬市議会政務活動費の交付に関する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

対馬市議会政務活動費の交付に関する条例。

条文の朗読は省略いたします。

附則、1、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）中、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項、第15項の改正規定及び同項の次に1項を加える改正規定の施行の日から施行する。2、対馬市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年対馬市条例第42号）は、廃止する。3、この条例の規定は、この条例の施行の日以降に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に、前項の規定により廃止前の対馬市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

次に、発委第6号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本条文の一部改正は、市内における費用弁償の額を改正するもので、別表のうち、対馬市内、丙地の宿泊料の額を職員の旅費に準じて改正するものであります。また、別表備考第1項で定める甲地の定義を、政令指定都市から地方自治法で定める特別区と人口50万人以上の指定都市に

改めるものであります。

それでは発委案を読み上げます。

発委第6号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。議会運営委員会委員長初村久藏。

対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年対馬市条例第41号）の一部を次のように改正する。改正条文の朗読は省略いたします。改正部分については、配布の新旧対照表を御参照ください。

附則、この条例は、平成25年1月1日から施行する。

以上、発委第3号から発委第6号までの4件について、提案理由の説明を申し上げました。御賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております4件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、4件は委員会への付託は省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。発委第3号、対馬市議会会議規則について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発委第3号は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発委第3号は原案のとおり、可決されました。

発委第4号、対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発委第4号は原案のとおり、決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発委第4号は原案のとおり、可決されました。

発委第5号、対馬市議会政務活動費の交付に関する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発委第5号は原案のとおり、決定すること  
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発委第5号は原案のとおり、可決されました。

発委第6号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発委第6号は原案のとおり、決定するこ  
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発委第6号は原案のとおり、可決されました。

---

#### 日程第15. 発委第7号

○議長（作元 義文君） 日程第15、発委第7号、国境離島特別措置法（仮称）の制定に関する  
意見書を議題とします。

本件は、国境離島活性化対策特別委員会提出議案でありますので、委員長に趣旨説明を求めま  
す。国境離島活性化対策特別委員長、糸瀬一彦君。

○議員（16番 糸瀬 一彦君） ただいま議題となりました、発委第7号、国境離島特別措置法  
（仮称）の制定に関する意見書について、提案理由を御説明申し上げます。

本意見書は、本年6月に交付されました改正離島振興法の附則第6条で、国は速やかに我が国  
の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に  
重要な離島について、その保全及び振興に関する特別の措置について検討を加え、その結果に基  
づいて必要な措置を講ずるものとする規定しており、これに基づく特別措置法（国境離島特別  
措置法（仮称））の早急な制定について、意見書を提出するものであります。

それでは発委を読み上げます。

発委第7号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。国境離島活性化対策特別  
委員会委員長糸瀬一彦。

国境離島特別措置法（仮称）の制定に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

国境離島特別措置法（仮称）の制定に関する意見書。

国境離島である「対馬」は、朝鮮海峡を隔て大陸に接し、我が国の領域、排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全など国家的役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、島の経済を支える水産業をはじめとする第一次産業は、魚価の低迷と水揚げ量の減少に加えて燃油高騰がさらなる追い打ちとなり、深刻な経営不振に陥っています。さらに、公共事業の大幅な縮減等により、島内の雇用環境は極めて劣悪な状態となり、その結果、若年層を中心に人口流出に歯どめがかからず、著しい少子高齢化が進行している状況であります。

今後、さらに極度な人口減少が進行すれば、島に住民が居住することで担っている国境管理等の国家的役割が果たせなくなるとともに、豊かな自然環境や伝統文化までもが消滅し、島が担っているかけがえのない国民的役割も果たせなくなる恐れが高まっています。

今回の改正により、「離島活性化交付金」や「離島特区制度」の創設など盛り込まれた離島振興法においては、一定の評価と期待が寄せられるところではありますが、国境離島の隔絶性及び流通コストなど、自然的制約に由来する不利条件は、離島の自立的発展の阻害要因であり、離島地域の創意工夫、努力のみでは到底解決できない根本的な問題であります。

したがって、国境離島が我が国において、国土政策や国防政策といった役割を担っていることの特異性及び重要性に鑑み、他の離島の支援策よりさらに特化した強力な支援対策を講じる必要があります。

よって、改正離島振興法附則第6条の規定により、国境離島地域の問題解決や地域振興策を網羅した新たな「国境離島特別措置法（仮称）」の早期制定を要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成24年12月14日、長崎県対馬市議会。

提出先、衆議院議長様。参議院議長様。内閣総理大臣様。法務大臣様。外務大臣様。財務大臣様。国土交通大臣様。防衛大臣様。内閣官房長官様。

以上、御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。発委第7号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発委第7号は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発委第7号は原案のとおり、可決されました。

---

#### 日程第16. 発議第9号

#### 日程第17. 発議第10号

○議長（作元 義文君） 日程第16、発議第9号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書及び日程第17、発議第10号、地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書の2件を一括議題とします。

2件について趣旨説明を求めます。5番、長信義君。

○議員（5番 長 信義君） ただいま一括議題となりました、発議第9号及び発議第10号について、説明申し上げます。

発議第9号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員長信義。賛成者、対馬市議会議員山本輝昭。賛成者同、大部初幸。

国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書について。

別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

それでは意見書を朗読いたします。

国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書。

東日本大震災は、かつて経験したことがない甚大な被害をもたらしました。今、被災者の救援や原子力発電所の事故対策、被災地の復旧、復興に向けた取り組みが懸命に進められ、支援は全国各地に広がっています。

そうした中、国や地方自治体の職員は、大震災発生直後から懸命の救援活動にあたり、燃料確保やインフラ復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の生命を支えています。今回の大震災では、各地域において国が果たすべき責任と役割や、公務・公共サービスの重要性が改めて明らかになりました。

長崎県においても、山地、丘陵、台地が県面積の8割を占め、その地理的、地形的要因から災害発生の危険性が高い地域です。過去には、諫早・長崎大水害、雲仙普賢岳の大規模火砕流などの大災害が発生しています。

加えて、近年ではゲリラ豪雨などの気象変動による災害リスクも高まっており、東日本大震災

に見られるように、まれな確率で発生する巨大災害も指摘されており、国に求められることは、防災対策などで地方自治体と一体になって国民・住民の生命を守り、安全・安心を確保する責任と役割を発揮することです。

しかし、政府は「地域主権改革」を声高に主張し、1、国の義務づけ、枠づけの見直しと基礎自治体への権限移譲、2、地方交付金の一括交付金化、3、国の出先機関の原則廃止などを柱とする地域主権戦略大綱を閣議決定しました。

この地域主権改革の名のもと、国の出先機関の整理統合、自治体に移譲することは、地方自治体に国の責任を押しつけ、国が直接責任を持って行うことを放棄するものであり、国民・住民へ行政サービスの責任が果たせません。

国民・住民の生活を保障するための行政サービスの拡充に向け、以下の事項の実現を強く求めるものです。

記。

1、地方に犠牲を強いる拙速な「地域主権改革」は行わないこと。2、地域間格差が拡大する過剰な県・市町村への国の権限移譲は行わないこと。3、行政サービスの低下を招く、国の地方出先機関を統廃合しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月14日。長崎県対馬市議会。

提出先、内閣総理大臣様。総務大臣様。法務大臣様。財務大臣様。厚生労働大臣様。国土交通大臣様。経済産業大臣様。環境大臣様。長崎県知事様。

次に、発議第10号について、御説明申し上げます。

発議第10号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員長信義。賛成者、対馬市議会議員山本輝昭。賛成者同、大部初幸。

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書について。

別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

それでは意見書を朗読いたします。

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書。

森林は、木材を供給するという役割のみならず、地球温暖化の防止や国土の保全など、国民生活に欠かせない多くの役割があり、特に地球温暖化の防止に関しては、森林の整備そのものが吸収源対策として大きな役割を担っている。

このような中、国は税制による地球温暖化対策を強化する観点から、「地球温暖化対策のための税」をことし10月から導入したところであるが、その使い道は、地球温暖化対策の一つであるCO<sub>2</sub>排出抑制施策に限定され、もう一つの大きな柱である森林吸収源対策には、全く充てて



ことができない仕組みとなっている。

地域経済が疲弊している中、必要な財源を確保した上で、森林と路網の整備を適切に実施するとともに、木材の利用、さらには木質バイオマスなど、再生可能エネルギーの利用を促進することにより、森林・林業が再生し、これにより地域経済の活性化と雇用の確保が図られることとなることから、国全体で地球温暖化問題を真剣に取り上げ、森林吸収源対策を強力に推進していく必要がある。

このようなことから、2013年度の政府予算編成において、下記事項の実現について強く要望する。

記。

1、地球温暖化対策を確実に進める観点から、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけ、森林・林業・林産業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を確保するための措置を講ずること。2、上記1の財源によって、再生可能エネルギー源としての木質バイオマスや、住宅分野における建築資材など、木材の利用によるCO<sub>2</sub>排出抑制対策への支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月14日。長崎県対馬市議会。

提出先、内閣総理大臣様。衆議院議長様。参議院議長様。財務大臣様。農林水産大臣様。経済産業大臣様。環境大臣様。

以上2件について、御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。発議第9号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

次に発議第10号、地域温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

---

### 日程第18. 発議第11号

○議長（作元 義文君） 日程第18、発議第11号、「建設工事等の入札参加制限について」に関する決議を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） ただいま議題となりました決議について、その提案理由の説明をさせていただきます。

この対馬の企業はどうか、この地元の企業は。不況、不況で本当に苦しんでおります。特に公共事業に関係する企業——土木会社、建築会社、そして測量・設計などの企業は、倒産、廃業と連続しております。

そんな厳しい中、なぜよそ者の島外業者に仕事をやらなければいけないのか。一つでも二つでも、地元の仕事をしていただくのは当然のことでございます。今回は、その一段として、島外業者は年に一回だけしか市から受注ができないように入札参加制限を加えて、地元企業が少しでも多く仕事が取れるようにするものでございます。

では、その決議内容について、御説明をさせていただきます。

発議第11号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員小宮教義。賛成者、対馬市議会議員齋藤久光。賛成者同、三山幸男。賛成者同、大浦孝司。

「建設工事等の入札参加制限」に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

「建設工事等の入札参加制限について」に関する決議。

対馬市の公共事業は、第一次産業の水産業と同等以上に、今日の対馬経済を支えてきた事業の一つと言えます。近年、政治指導により全国的な公共事業の削減が漸次行われており、国境の離島たる対馬は、その影響は甚大である。島外に本店を置く企業は、対馬は単なる一事務所にすぎ

ないが、島内企業は島外に事業の活路を見出すことは、地理的な条件などから非常に難しいものと思われる。孤立した対馬島内の企業の減少傾向は、歯どめがかからずに加速的傾向にあると言わざるを得ない。

特に建設業等の関係事業者は、この5年間で著しく減少しており、今後の対馬の将来に大きな不安を残す要因ともなっている。国境という離島であるがゆえに、企業誘致については厳しいというよりも皆無に等しい状態である。

地元企業のために、今対馬市が早急に講じなければならない最大の政策は、現存する地元企業をいかに残すことができるか、地元企業の減少をいかに食い止めるか。すなわち、減少の加速度を遅らせることができるかにかかっていると言える。

今後、さらに島内での職がないために、島を離れる人が加速的に多くなると思われる。特に、若者の島外流出は深刻な問題である。

本来、公共事業とは何か。公共事業とは、地元企業の活性化のためにある。対馬の将来に可能性を残すため、活性化維持のために、公共事業などにおいて、地元企業が優先的に公共事業を受注できるようにすることが必要である。そのためには、島外業者の入札参加に制限を加えることが必要不可欠である。

よって、平成25年度からの対馬市の公共事業などは、下記の内容による「建設工事等の入札参加制限について」を強く求める。

記。

「建設工事等の入札参加制限について」。

一つ。平成25年においては、対馬市内本社以外の営業所について「入札参加制限」を次のとおり設ける。文中、建設工事とは、建設工事及び委託業務、調査、測量及び設計等の業務とする。入札参加制限期間について。

1項、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの入札執行通知による市発注工事等は、落札した時点からその契約工期の期日まで。ただし、契約工期内にあっても工事等の完成確認書により、目的物の引き渡しの通知をした場合、その日を契約期間の末日とする。

2項、平成25年4月1日以降の入札執行通知による市発注建設工事等は、落札した時点からその契約工期の終日まで。ただし、契約工期内にあっても工事等の完成確認書により、目的物の引き渡しの通知をした場合、その日を契約期間の末日とする。

3項、入札日時の早い順に開札し、落札業者または落札者が決定するので、その時点から上記の1項、2項に該当する期限入札参加資格を失う。

以上決議をする。

提出先、対馬市長財部能成様。

平成24年12月14日。対馬市議会。

この問題については、平成21年に請願書が出されております。ここにそのコピーがございますが、出されたのは平成21年の3月の議会です。約4年前の議会でございます。提出者は、社団法人長崎県建設業協会対馬支部、そして対馬建設業協同組合の連名で出されております。

その中の3つの項目の中に、2番目に、島内本社の指名をお願いをしたいというふうなことで、同年3月24日のこの本議会で可決をされております。

議員皆様も、この島内の方から選ばれた議員さんたちでございます。どうか、この対馬の地元の事業が仕事の一つでも二つでもできるように、御協力、御賛同をお願いいたします。

終わりです。

○議長（作元 義文君） 質疑を続行しますか。どうでしょうか。（発言する者あり）それでは続行します。

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立少数です。本件は否決されました。

しばらく休憩します。

午前11時59分休憩

-----  
午後0時02分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。追加議案の提出があります。

お諮りします。配付のとおり、発議第12号、対馬市比田勝港・博多港間高速船就航を求める意見書を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発議第12号は日程に追加し、追加日程とし、議

題とすることに決定しました。

### 追加日程第1. 発議第12号

○議長（作元 義文君） 追加日程第1、発議第12号、対馬市比田勝港・博多港間高速船就航を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。5番、長信義君。

○議員（5番 長 信義君） ただいま議題となりました、発議第12号について説明申し上げます。

発議第12号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員長信義。賛成者、対馬市議会議員山本輝昭。賛成者同、大部初幸。

対馬市比田勝港・博多港間高速船就航を求める意見書について。

別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

それでは意見書を朗読いたします。

対馬市比田勝港・博多港間高速船就航を求める意見書。

対馬は、朝鮮海峡を隔て、韓国と国境を接する南北約82キロメートルの国境離島であります。現在、九州本土との交通アクセスは、空路、福岡4便、長崎5便、航路、高速船2便、フェリー5便となっております。

しかし、空港、高速船の発着港は対馬南部に片寄っており、北部対馬は比田勝港を発着するフェリーが1便のみとなっております、北部地域の住民は離島の中にあつて人流、物流ともにさらなる不便を被っている状況であります。

この北部対馬では、一時期、厳原港・壱岐を経由して博多港までのジェットフォイル便が運航されておりましたが、実質的には廃止状態であり、現在は九州郵船によりフェリー「げんかい」（675トン、建造30年）の1日1往復運航のみとなっております。

一方、本土へ移住している家族の冠婚葬祭や子供の就学、高度医療の受診など、本土へ往来する頻度は非常に高くなっており、住民のほとんどは、日帰りも可能となる航空機や高速船を利用している状況であります。

このような状況の中、北部対馬の比田勝地区の住民が島外に出向く場合、対馬空港まではバスで約2時間2,960円、タクシー利用であれば約1時間30分約1万5,000円の島内移動費用が必要となり、厳原港までであればさらに高額となり、経済的にも時間的にも大きな負担となっております、比田勝港と博多港間の高速船就航が強く望まれております。

また、この比田勝・博多航路の高速化は、対馬島の縦断観光など新たな人の流れを生みだし、対馬市全体の経済を大きく活性化することにもつながり、改正離島振興法が目指す国境離島の振

興が大いに図られることが期待されます。

よって、比田勝・博多港間の航路の高速船就航を、早期に実現していただきますよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成24年12月14日。長崎県対馬市議会。

提出先、衆議院議長様。参議院議長様。国土交通大臣様。長崎県知事様。

以上、御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会付託を省略することに決定しました。

発議第12号について討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがあるかと思慮されます。その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

---

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 閉会にあたりまして、お礼の挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、御提案申し上げました平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）及び対馬市暴力団排除条例の制定、各条例の一部改正及び和解議案など、また最終日に提案いたしました、財産取得契約の締結について及び市有地明け渡し妨害排除等請求に伴う民事訴

訟について、御決定を賜りましてまことにありがとうございます。衷心より厚く御礼を申し上げます。

御決定いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努め、市民の生活、福祉向上に向けて対処してまいりたいと存じます。

本定例会の本会議や各常任委員会での審査におきまして、議員皆様方からの御意見等につきましては、今後の行政施策への検討課題として捉え、機会あるごとに情報の発信と共有に努めていく所存ですので、御理解を賜りたいと存じます。

本定例会が閉会しますと、衆議院議員総選挙が16日に執行され、これからの国政のかじ取り役が誕生いたします。また、19日にはお隣の国、韓国大統領選挙も執行される模様です。

対馬は国境という位置であるため、日本の国土保全のために重要な役割を果たす中、今回の選挙は今後の日韓関係に左右される本市にとって、注目しなければなりません。

平成17年3月、韓国の馬山市議会において、対馬の日の制定が議決された折に、その内容に市民や市民グループが中心となり、断固許すことができないとの思いで署名活動が行われたことがあり、本議会においても意見書を可決し、国の関係省庁に提出されたことが思い出されます。

そのような中、ことしの夏に韓国大統領が島根県竹島への上陸に際し、韓国の地方議会において再び対馬の領有権を主張する等の議決が行われる中、本市議会は9月の定例会において、対馬島の領有権を主張する韓国地方議会等に対し、適正な対応を求める意見書を全会一致で可決し、国の関係省庁に提出したところであります。

今後の日韓関係において、どのような局面を迎えることがあっても、国境に位置する本市といたしましては、両国の友好関係を今後も継続、発展していきたいとの思いであります。

なお、9月定例会で条例の改正議案で御審議いただきました、住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書の申請が簡単にできる窓口受付機の運用を、12月20日から本庁市民課でまず開始いたします。当日は朝9時から、私が利用者として実際に操作する始動式を計画しておりますので、議員の皆様もお時間が許せばお立会いくださいますようお願いをいたします。

また、厳原市街地から対馬やまねこ空港行きのシャトルバス及び厳原市街地循環線2路線の社会実験運行が、この21日から開始されます。空港線運賃300円、厳原循環線100円となっておりますので、多くの方が御利用くださるようお願いをいたします。

さきに御案内申し上げます、消防団出初式及び成人式をそれぞれ新年1月5日、13日に予定をいたしております。新年早々お忙しいところとは存じますが、議員皆様には御出席賜り、激励くださいますようお願いいたします。

本年も余すところわずかとなりましたが、議員皆様をはじめ、市民の皆様方も体調管理等に十分留意され、来たる新年を御家族とともに健やかに迎えられ、皆様方にとりまして希望多き飛躍

の年となりますよう祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

平成24年の第4回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議をいただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下市幹部の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待します。

さて、平成24年も残すところ、あとわずかになっております。衆議院議員の選挙も行われ、慌ただしい年の瀬となっておりますが、どの政党が政権を担当されても、対馬市が目指す仮称国境離島特別措置法が早期実現、制定されますように、市当局、議会が一体となって、強力に要望活動を進めていかなければならないというふうに思っております。市当局、議員各位の御健闘を心から祈念をするものであります。

また、遅れましたけれども、さきに行われましたB1グルメの「とんちゃん部隊」、そして真珠養殖青年部の天皇賞受賞、対馬市議会からも併せてお喜びを申し上げます。今後の御健闘を期待をいたします。

終わりに、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。平成24年第4回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時17分閉会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 作元 義文

署名議員 糸瀬 一彦

署名議員 大浦 孝司

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員